

平成 25 年 12 月 25 日

AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本の方針 (案)

I. 基本的な考え方

- (1) AMラジオ放送については、総務省「放送ネットワークの強靭化に関する検討会 中間取りまとめ」(平成 25 年 7 月公表)において、津波や洪水といった災害に対する脆弱性が指摘されたところであり、こうした災害時においても迅速かつ正確な情報提供を確保する観点からは、「現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と提言されているところである。
- (2) 本方針において、「FM補完局」とは、II-1 の開設目的のために開設される AMラジオ放送による FM 方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴（都市型難聴、外国波混信、地理的・地形的難聴）対策や災害対策のために整備される中継局とし、①全国の AMラジオ放送事業者の難聴や災害被害の可能性の実態、②FM周波数の有限希少性を踏まえ、周波数の有効利用の観点を考慮しつつ整備を進めることが必要である。
- なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない。
- (3) FM補完局の円滑な整備を可能とするためには、①「基幹放送用周波数使用計画」(昭和 63 年郵政省告示第 661 号) 及び②「放送法関係審査基準」(平成 23 年 6 月 29 日総務省訓令第 30 号) 等の改正が必要である。本方針は、これらの制度整備に当たっての基本の方針を示すものである。
- (4) 本方針において、「難聴」とは、昭和 39 年郵政省告示第 5 号（放送局の開設の根本的基準の規定により標準放送を行なう放送局の地上電界強度を指定する件）に規定する AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等により AMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。

II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針

1. FM補完局の開設目的

ラジオ放送の受信環境の改善等を図る観点から、以下の目的で開設されるFM補完局の開設を認めることとする。

(1) 都市型難聴対策

「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域（以下「都市型難聴地域」という。）において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。

(2) 外国波混信対策

「外国波混信」とは、AMラジオ放送への外国からの電波の混信に起因して発生する難聴のことを指し、当該発生地域（以下本方針において「外国波混信地域」という。）において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。

(3) 地理的・地形的難聴対策

「地理的・地形的難聴」とは、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害又は地理的原因による受信障害※（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害をいう。）によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域（以下「地理的・地形的難聴地域」という。）において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。

※ 例えば、AMラジオ放送の別々の送信所（同一周波数の親局と中継局等）からの放送波の電界強度がほぼ等しくなる地理的条件にある地域で発生する受信障害を想定。

(4) 災害対策

AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域（以下「放送被害懸念地域」という。）において当該事態に備える対策を目的とするもの。

2. FM補完局に割り当てる周波数

「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靭化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本の方針」（平成 25 年 9 月 27 日総務省公表）（以下「周波数の割当てに関する基本の方針」という。）を踏まえ、以下のとおり割り当てるここととする。ただし、FM補完局の置局により大規模な混信障害等が想定される地域は、以下の規定に関わらず、個別に対応する。

AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局（以下「親局の主たるFM補完局」という。）については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数（複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数）を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。

AMラジオ放送の「親局」を補完するFM補完局のうち「親局の主たるFM補完局」以外のもの、及びAMラジオ放送の「中継局」を補完するFM補完局（以下、「他のFM補完局」という。）については、総合通信局等の管区ごとに他のFM補完局に割り当て可能な周波数の空き状況等を踏まえて、「電波法関係審査基準」（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の「地域周波数利用計画策定基準一覧表」を改正する。

（1）90MHz 以下の周波数

本方針II-1（FM補完局の開設目的）に規定する開設目的のうち、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策に該当する他のFM補完局に割り当てることとする。

（2）90MHz 超え 95MHz 以下の周波数

本方針II-1（FM補完局の開設目的）に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当する他のFM補完局に割り当てるることとする。

（3）災害対策を開設目的とするFM補完局の特例

災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz 超え 95MHz 以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として 100W 以下とするが、90MHz 以下の周波数の使用を認めることとする。

(4) 周波数の使用期限について

- ① 上記（2）「90MHz 超え 95MHz 以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。
- ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても（1）「90MHz 以下の周波数」及び（2）「90MHz 超え 95MHz 以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。

3. FM補完局の空中線電力

(1) 親局の主たるFM補完局

親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号（放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値の件）（以下「昭和43年郵政省告示第535号」という。）に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。

なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力（FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力）以下とする。

(2) その他のFM補完局

その他のFM補完局の空中線電力は、原則として100W以下とするが、FM補完局の開設目的に応じ、補完対象の放送局の放送区域における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「地理的・地形的難聴地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。

III. 放送法関係審査基準等の改正方針

FM補完局の免許申請にあたっては、従来の免許申請の際に提出される資料に加え、以下の資料を添付することとする。FM補完局に対する円滑な免許付与を行う観点から、FM補完局の免許申請における添付資料の作成方法や審査における留意

事項等について、放送法関係審査基準等の規定の整備を行うこととする。

1. 免許付与の形態

(1) 親局の主たるFM補完局の免許申請の場合

親局の主たるFM補完局に割当可能な周波数については、本方針に基づいて基幹放送用周波数使用計画の変更を行い、当該計画に基づき総務省情報流行政局において周波数の割当てを判断することとする。(申請先は従来どおり各総合通信局等とする。)

(2) その他のFM補完局の免許申請の場合

① その他のFM補完局に割当可能な周波数については、本方針に基づいて地域周波数利用計画策定基準一覧表の改正を行い、当該基準に基づき各総合通信局等において周波数の割当てを判断することとする。

② 空中線電力が20Wを超えるその他のFM補完局については、周波数を公示することとし、競合した場合は比較審査を実施して免許付与を行うこととする。

なお、比較審査においては、開設目的や周波数利用の効率性等に照らして申請の優劣を判断するものとする。

③ 空中線電力が20W以下のその他のFM補完局については、従来どおり先願主義で免許付与を行うこととする。

2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定

FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする。

3. 災害対策FM補完局の対象地域

FM補完局の開設目的における災害対策の対象は以下のとおりとし、免許申請に当たっては、AMラジオ放送局の放送設備の設置場所等がこれらの地域に該当することを示す資料を添付することとする。

なお、災害対策のFM補完局については、免許申請者に対し、空中線電力等の審査に関し必要な資料の提出を追加で求めることがある。

(1) AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域

- ① 都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域
- ② 河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、洪水による被害が想定されている地域
- ③ 放送設備が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域
- ⑤ 都道府県等が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域
- ⑥ 上記のほか、法令又は条例等に基づき、都道府県又は市町村が特定した自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域（当該都道府県又は市町村とAMラジオ放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内のAMラジオ放送局に係る災害対策FM補完局の必要性が盛り込まれている場合に限る。）

(2) 放送対象地域の沿岸の大部分において高い津波等の被害が予想される場合は、上記(1)の方針に加えて、当該地域内に限り災害対策を開設目的とするFM補完局の免許申請を認めることとする。

4. FM補完局から既存局等への妨害排除

FM補完局の免許申請にあたり、「基幹放送局の開設の根本的基準」（昭和25年電波監理委員会規則第21号）（以下「根本基準」という。）第8条の既存局等への妨害排除の観点から、当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者（日本放送協会、放送大学学園及び外国語放送を行う者を含む。以下この項において同じ）との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めことがある。

また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。

IV. 受信障害等への対応

FM補完局を開設する者は、有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を增幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害、及びFMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は

解消を図るために措置を適切に実施しなければならない。

また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設等する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない。

V. FM補完局の放送設備の安全・信頼性基準

FM補完局の放送設備の安全・信頼性基準は、超短波放送の放送設備の基準を適用することとし、親局の主たるFM補完局は超短波放送の親局の基準、その他のFM補完局は超短波放送の中継局の基準を適用するものとする。